

延長保育料について

上田市 保育課

延長保育は通常保育時間(平日 8 時 30 分から 16 時 30 分、土曜日 8 時 30 分から 12 時 30 分)を越えて保育を実施するものです。利用した場合は、次のとおり延長保育料を納入していただきます。



1 利用方法

年度ごと、初めて利用される前に「延長保育利用登録申込書」を提出していただきます。

月額利用をご希望の場合は事前の申し込みが必要となります。登録時にお申し込みください。

登録内容を変更する場合には「延長保育利用時間変更申込書」を提出してください。

2 納入方法

納め忘れの心配のない、便利な口座振替での納入をお願いしています。

利用月の翌月の月末(休日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落としをさせていただきます。

3 料金

区 分	臨時利用および土曜日	月額利用(土曜日を含む)
3歳未満児	15分当たり 60円	30分当たり 1,500円/月
3歳以上児	15分当たり 40円	30分当たり 1,000円/月

月額利用は事前の申し込みが必要です。

< 減免 >

下記に該当する世帯は上記料金より減免となります。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく被保護世帯
・・・延長保育料月額額の 100 分の 100
- (2) 前年分所得税が非課税でかつ前年分の市町村民税非課税世帯
・・・延長保育料月額額の 100 分の 50
- (3) 同一世帯の第 2 子以降・・・延長保育料月額額の 100 分の 60
- (4) 同一世帯の第 3 子以降・・・延長保育料月額額の 100 分の 90
保育園児(同時通園)のみが対象となります。